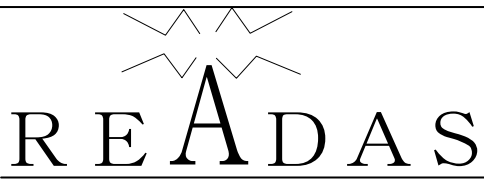


第 5807 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 10月 2日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

法人税の納税地の異動届出書等の提出

Q：法人税の納税地の異動届出書の提出先がワンストップ化によって手続きが変更になったようですが、どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

平成29年度の税制改正によって、法人の納税地の異動届の手続きが次のように簡素化されました。

【改正前】

法人税の納税地に異動があった場合(納税地の指定により異動があった場合を除く)は、その異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければなりませんでした。

【改定後】

改正後は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出するだけでよく、異動後の納税地の所轄税務署長に提出する必要はなくなりました。

なお、この取扱いは、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合も同様の取扱いがされ、異動前の本店等の所轄税務署長にだけ異動届を提出すればよく、異動後の納税地の所轄税務署長には提出しなくてよいこととなっています。

この改正は、法人の平成29年4月1日以後の納税地の異動について適用されることとなっています。

